

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和4年5月16日付けで請求人に対して行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

センターに判定に出向いた際、請求人の日常生活状況の質問事項は大変少なく、不十分なものであった。質問に答える形だったので、聞かれていない事に対しては答える機会がなかった。行動詳細を聞かず、持参した書類を完全に無視し、睡眠に関する状態などをはじめとして生活状況が把握できるような十分な内容をもって判定したものではないから、判断を誤ったものであり、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和5年12月25日	諮問
令和6年3月6日	審議（第87回第3部会）
令和6年5月14日	審議（第88回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 重度手当の支給要件

重度手当の支給要件については、心身に東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）別表に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を行い、その結果を処分庁に報告し（条例5条1項、東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号。以下「規則」という。）7条）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かについての処分庁の判断は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいて行うのが相当である。

(2) 重度手当の障害要件

ア 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第2・3・(1)によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい（条例1条参照）、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者であり、「障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となってひき起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう」とされており、その典型的

な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である」とされている。

イ 本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表1号の対象者、すなわち「重度の知的障害であつて、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」者について、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている。

なお、「知的障害」とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいうとされ、「重度の知的障害」とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいうとされている。

エ 本件要領第2・3・(4)によれば、条例別表2号の該当者は、重度の知的障害であつて、次の(ア)から(ク)までに掲げる身体障害のいずれかに該当する者をいうとされている。

(ア) 両眼の視力の和が0.04以下のもの

(イ) 両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの

(ウ) 両上肢の機能の著しい障害を有するもの

(エ) 一上肢の機能を全廃したもの

(オ) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

(カ) 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの

(キ) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

(ク) 前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの

(3) 重度手当の障害要件のより具体的な基準

「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）1によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」について、具体的には、(ア)問題行動（・激しい自傷、他害、器物損壊など、・著しい不潔行為（便秘、放尿等）、・異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、・激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）、・日常生活に支障をきたす程のこだわり、・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り）、(イ)精神症状（・躁鬱の波が激しい、・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、・強迫行動のため日常生活に支障をきたす）、(ウ)難治性のでんかん、をいうとされている。

(4) 本件要領・本件通知の位置付け

本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 本件申請書において、請求人の「障害の状況」欄には、条例別表1号に該当する旨の記載があるため、請求人の障害の程度が、同別表1号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙2・1）と診断され、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない」（別紙2・2）と診断されている。

(2) 「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」者とは、本件要領第2・3・(3)・ア又はイのいずれかの状態にある者とされているから（上記1・(2)・ウ）、まず、本件要領第2・3・(3)・アに該当するかについてみる。

請求人は、愛の手帳1度であるものの、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」欄（別紙2・4。以下「所見欄」という。）の「食事は手づかみで食べる。」「不安定ながらも独歩が可能。」「座位は、支え無しで保持が可能。」との記載を考慮すると、請求人が日常生活の必要最小限の活動のすべてを介護者にゆだねざるを得ない状

態にあるとまでいうことはできない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(3)・アにいう「知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」に該当するとは認められない。

- (3) 次に、上記(1)のとおり、請求人の障害は「重度の知的障害」であると診断されていることから、本件要領第2・3・(3)・イに該当するかについてみる。

「適応行動面で著しい障害」にあるかについて、所見欄によれば、トイレはオムツのみでサインもない、更衣は全介助で協力も乏しい、入浴や歯磨きは全介助であると指摘されている一方、睡眠は浅いものの投薬で寝ている、何でも口に入れてしまうが飲み込むことはない、パニックや自傷、他害はないと指摘されている。

これらのことを踏まえ、本件通知に照らすと、危険認知不十分な行動が著しいということとはできず、また、日常生活に支障をきたす程のこだわりや生活習慣の著しい偏りがあるともいうことはできない。

また、本件診断書からは、日常生活に支障をきたすほどの精神症状があるともいうことはできない。

さらに、てんかん小発作が一日1回程度あるが、大発作は投薬で抑止されていることから、請求人の症状が「難治性のてんかん」であるということとはできない。

そうすると、請求人の症状は、本件要領第2・3・(3)・イにいう「重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に該当するとは認められない。

- (4) したがって、請求人は、本件要領第2・3・(3)・ア及びイのいずれにも該当するとは認められないから、条例別表1号において重度手当の支給対象とされる「重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」には該当しないといわざるをえない。

- (5) また、条例別表2号の対象者については、本件要領第2・3・(4)に定められており（上記1・(2)・エ）、請求人の身体障害の状況が本件要領第2・3・(4)（同・(ア)から(ク)まで）に該当するか、以下検討す

る。

本件診断書の「身体症状について」（別紙２・３）において、「両上肢機能が失われていると認められない」、「両下肢機能が失われていると認められない」、「座位困難と認められない」と診断されており、当該診断の根拠となる所見として所見欄（同・４）において、「両上肢は、巧緻性は低いが麻痺自体は軽く実用手相当。両下肢は、不安定ながらも独歩が可能。座位は、支え無しで保持が可能。」と診断されている。

そうすると、請求人の身体障害の状況は、上記１・(2)・エ・(ウ)から(カ)までに該当するとは認められない。また、その他の身体障害についての診断はされていないことから、同・(ア)、(イ)、(キ)及び(ク)に該当するとも認められない。

したがって、請求人は、条例別表２号に該当するとは認められない。
(6) 以上のとおり、請求人は、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいて行われるべきところ（上記１・(1)）、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての本件医師の所見は、センターにおける専門的見地からの意見として、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、その過程に不合理な点は認められない。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 1 及び別紙 2 (略)